

高齢者虐待は社会全体の問題です みんなで防ごう 高齢者虐待

監修・鈴木隆雄

前東京都老人総合研究所
副所長



高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまな要因があります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかな暮らしを取り戻すためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが大切です。

大 東 市

高齢者の虐待は、誰もが直

全国で年間1万件以上もの高齢者虐待が起きています

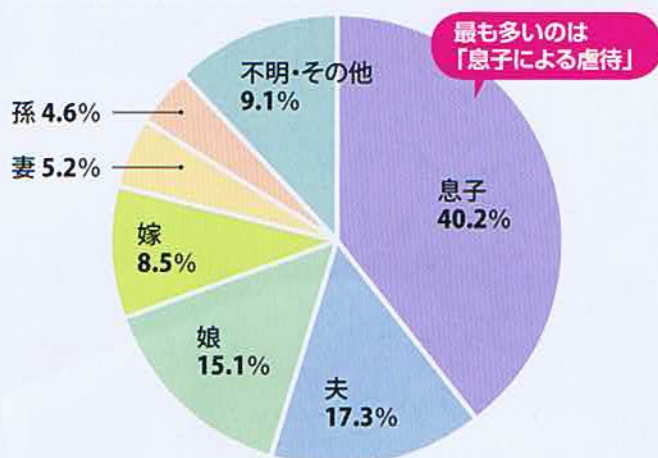
「高齢者虐待防止・養護者支援法」の施行により、これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。

厚生労働省が平成20年度に全国の市区町村を対象に行った調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万4千件以上にものぼっています。この中には24人の死亡事例も含まれています。

また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち6割以上に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっていると考えられます。



●虐待者と被虐待者の続柄



●被虐待者の要介護認定と認知症の有無



虐待を受けているのは「要介護状態で認知症」の高齢者が多い

※「認知症なし」には、自立して生活できる程度の認知症も含まれます。
(図表は厚生労働省 平成20年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果より作成)

「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

「虐待するなんて、ひどいやつだ」——私たちはそう思いがちです。けれども、高齢者虐待が起こる背景にはさまざまな要因があります。適切な介護のしかたや認知症への対応がわからないために、つい手をあげてしまう。これまでの家族関係の中でずっと折り合いが悪かったため、介護が苦痛でならない。介護負担に加え失業中で経済的に困っている……。そんなとき私たちは「自分だったら絶対に虐待しない」と言い切れるでしょうか。

高齢者虐待は誰もが直面する可能性のある問題です。だからこそ、皆が自分自身の問題として高齢者虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。

こんな場合に高齢者虐待が起こりやすい

- 高齢者に認知症がある
- 介護の負担をひとりで抱えている
- 夫婦のみ、高齢者と単身の子どもだけなど小規模家庭
- 経済的に困窮している
- 近所づきあいが無い
- 介護者に疾病や障害がある

- 介護保険や福祉サービスの利用
 - 成年後見制度の利用
 - 近隣の人とのつながりなど
- 地域全体で見守り、支えていく必要がある



面するかもしれない問題です

以下で思い当たることはありませんか？

このような行為は虐待にあたります

暴力を加える



身体的虐待

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる、無理やり食事を口に入れる
- 外部との接触を意図的・継続的に遮断する
- ベッドに縛りつけたり、意図的に過剰に薬を服用させるなど

世話をしない



介護・世話の放棄、放任

- 入浴させない、髪が伸び放題、皮膚が汚れている、尿臭がある
- 食事や水分を十分に与えず、低栄養状態や脱水状態にある
- 室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させる
- 必要とする介護・医療サービスを制限したり使わせないなど

精神的な苦痛を与える



心理的虐待

- 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどして恥ずかしい思いをさせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱する、子ども扱いする
- 高齢者が話しかけても意図的に無視するなど

性的な行為を強要する



性的虐待

- キスやセックス、性器への接触を強要する
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

金銭や財産を勝手に使う



経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- 本人の自宅などを本人に無断で売却するなど

このほかにも、「セルフ・ネグレクト(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)」の高齢者も多く、他の虐待同様に、周囲の支援が望まれます。

これらの虐待が重複して行われているケースも多くなっています

成年後見制度の利用を考えてみましょう

経済的虐待を起こさせない、また悪質商法の被害などに遭わないために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産管理)や日常生活上のさまざまな契約など(身上監護)を、本人に代わって後見人などが支援する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。



